

議案第 5 2 号

八幡浜市営庭球場利用条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

平成 3 0 年 3 月 2 3 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市営庭球場利用条例の一部を改正する条例

八幡浜市営庭球場利用条例（平成 1 7 年条例第 1 0 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないもの（太枠で囲まれた部分を含む。）は、これを加えるものとする。

改正後	改正前						
<p>八幡浜市営庭球場<u>設置及び管理</u>条例 (趣旨) 第 1 条 この条例は、八幡浜市営庭球場（以下「庭球場」という。）の<u>設置及び管理</u>に関し必要な事項を定めるものとする。 <u>(名称及び位置)</u> <u>第 2 条 庭球場の名称及び位置は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>愛宕テニスコート</td><td>八幡浜市 3 3 2 番地 1</td></tr><tr><td>大平テニスコート</td><td>八幡浜市大平 1 番耕地 6 3 8 番地</td></tr></tbody></table> <p><u>第 3 条～第 1 3 条</u> (略)</p>	名称	位置	愛宕テニスコート	八幡浜市 3 3 2 番地 1	大平テニスコート	八幡浜市大平 1 番耕地 6 3 8 番地	<p>八幡浜市営庭球場<u>利用</u> _____ 条例 (趣旨) 第 1 条 この条例は、八幡浜市営庭球場（以下「庭球場」という。）の<u>利用</u> _____ に関し必要な事項を定めるものとする。 <u>第 2 条～第 1 2 条</u> (略)</p>
名称	位置						
愛宕テニスコート	八幡浜市 3 3 2 番地 1						
大平テニスコート	八幡浜市大平 1 番耕地 6 3 8 番地						

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

大平テニスコートの新設に伴い、所要の改正を行うため。